

審判主任	検査所責任者

## 剣道用具確認証

福島県剣道連盟会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について「剣道試合・審判規則」及び「大会要項」に即し、下記項目を確認しました。

日付：令和 年 月 日

都・道・府・県

氏名： 印

記

1 竹刀関連：検査本数：合計 本（大会検査所提出本数）

- 竹刀の長さ（全長）が適正
- 竹刀の重さが適正
- 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正
- 先から8センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正
- 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
- 先革の長さが適正
- 中結の位置（＝全長の約 1/4）が適正
- 各ピース（竹）の間の隙間がない
- 破損・ささくれはない
- 不当な付属品を使用していない
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

2 小手関連

- こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の 1/2 以上を保護している
- 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が 2.5 センチメートル以内である
- 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上